



# 「ものづくり」企業の知財戦略 特許と意匠を絡めた



長谷川 芳樹  
弁理士

令和初の特許法等の改正の目玉は、特許では査証制度の導入、意匠では保護対象の拡張、とするのが一般的だが、ものづくり企業の「攻めの」知財戦略という観点では、関連意匠制度の拡充が注目されるべきだ。関連意匠制度の拡充によって、意匠権の効力が及ぶ範囲を戦略的に拡張することが可能になり、出願戦略の検討と見直しの時期的制限も大幅に緩和されたからだ。

他方、日本の意匠登録出願における内外人別の出願動向が変化し、外国企業の存在感が大きくなり続けている。日本企業が意匠の活用をためらい続けている間に、日本の意匠制度の主役が入れ替わりかねない、という危惧すら感じる。関連意匠制度の20数年来の変遷を振り返りつつ、特許と意匠を絡めた「ものづくり」企業の知財戦略を考えたい。

\*\*\*\*\*

## 《外国居住者の占有率は4.8倍化》

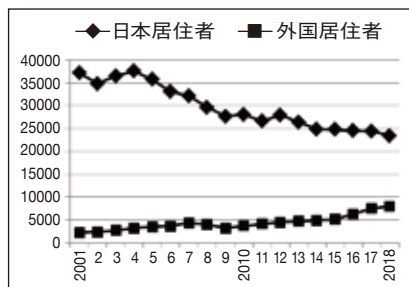
最近、JPO(日本特許庁)に対する外国居住者(日本国外に住所がある法人、個人)の意匠登録出願の増加が目立っているが、JPOに対する日本居住者(日本国内に住所がある法人、個人)の出願と比べて、どのような傾向があるのかをグラフで表現した。データは特許行政年次報告書(各年版)の該当箇所から拾った。

【グラフ1】は、2001~18年の出願件数推移を、外国居住者分と日本居住者分に分けて表している。この18年間で、日本居住者分は0.63倍に減少する一方で、外国居住者分は3.54倍に増加していた。その結果、外国居住者分の占有比率は2001年の5.7%から2018年の25.3%まで、実に4.8倍に膨らんだ。特に2015年以降の外国居住者分の伸びは大きく、このペースが続くと、2030年頃には日本における意匠制度の活用の多数派が外国居住者になりかねない。

## 《外国居住者の主役は欧米企業》

2015年以降に着目すると、外国居住者分の出願増加が顕著だ。そこで、米国、欧州、中国、韓国、その他の国に分類して特許行政報告書からデータを拾ってグラフ化した。

【グラフ1】内外人別のJPO意匠登録出願件数



【グラフ2】は、2011年以降の推移を示しており、米国企業と欧州企業(英独仏等)が7割前後を占めて、さらに増加中であることがわかった。「出願が増加している」と聞くと中国を連想しがちだが、2015年以降の増加「数」は中国企業よりも欧米企業の方が多い。

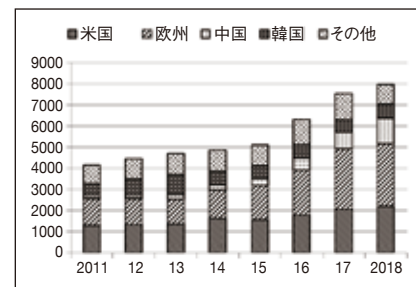
## 《内外企業人のマインド格差》

21世紀になって20年間にわたり、意匠について対照的な出願行動をとる日本企業と海外企業の知財担当者のマインドの違いを探るため、ネット検索すると、「特技懇」誌(2016.1.29. no.280)の寄稿「我が国における日本居住者及び外国居住者の意匠登録出願動向」(平田哲也・特許庁総務部意匠動向係長)がヒットした。日本企業と海外企業の知財担当者のインタビュー調査結果が示されているので参照する。

日本企業の知財担当者は出願減少の外部要因として、「製品デザインのシンプル化」や「製品ライフサイクルの短期化」を挙げつつ、「商標権や不正競争防止法での保護の有効性」から「必ずしも知的財産権を取得する必要はない」とする否定的な認識を示している。

海外企業の知財担当者は出願増

【グラフ2】外国居住者(国別)のJPO意匠登録出願件数



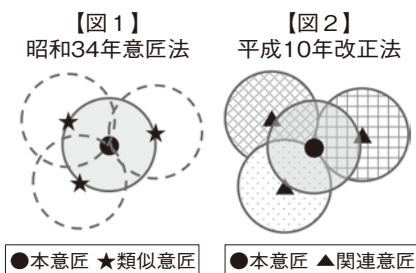
加の外部要因として、「日本市場は市場規模が大きく、潜在的な拡大市場である」との認識があり、また、意匠には「他社への牽制効果」があって「競合他社の製品デザインは、自社の登録意匠から距離を置いていると思われる。」との認識を示している。日本での意匠を活用した知財戦略に対するマインドが、海外企業と日本企業ではかなり異なっているようだ。

### 《様変わりした類似範囲の保護》

意匠権の効力は、登録意匠と同一の範囲を超えて類似の範囲まで及ぶ。この類似の範囲内で登録された意匠が独自の効力を持つか否かは、意匠権の実質的な効力範囲を考える上で大きな問題となり、たびたび法改正されてきた。【図1】～【図3】を参照し、本意匠を●印、その類似意匠を★印、本意匠●の関連意匠を▲印、関連意匠を本意匠とする関連意匠を◆印、これら意匠に類似する範囲を点線または実線の円で表現して説明する。

1959(昭34)年意匠法で創設された類似意匠制度では、本意匠に類似の範囲を確認するため類似意匠登録が認められたが、独自の効力を持たなかった。【図1】を参照すると、点線の円の範囲(類似意匠★に類似する範囲)は、実線の円で示した本意匠●の類似範囲を超えて保護されることはなかった。

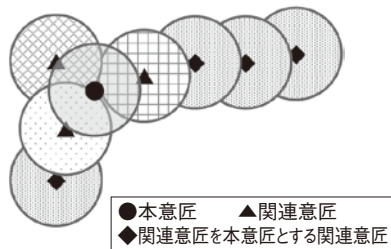
1998(平10)年改正法で類似意匠制度が関連意匠制度に置き換えられ、本意匠に類似する関連意匠は独自の効力を持つこととなった。【図2】を参照すると、関連意匠▲に類似する範囲は、本意匠●の類似範囲を超えても保護されること



となった。意匠権の効力を本意匠●に類似しない範囲まで広げる重要な改正だった。

2019(令1)年改正法では、関連意匠を本意匠とする関連意匠が認められた。【図3】を参照すると、関連意匠▲に類似すれば本意匠●に非類似であっても関連意匠▲を本意匠とする関連意匠◆として登録され、しかも関連意匠◆は独自の権利範囲を持つ。このため、関連意匠が次々と連鎖して登録されるので、意匠権の効力範囲は関連意匠が連鎖する方向へと舌が延びるように広がっていく。

1998(平10)年改正法は、「類似の無限連鎖を回避する」という理由で関連意匠にのみ類似の関連意匠は認めなかったが、あっさりとして2019(令1)年改正法で覆されたのだから、ユーザーとしてはこれを戦略活用するしかない。



【図3】令和元年改正法

### 《関連意匠の戦略活用の時期》

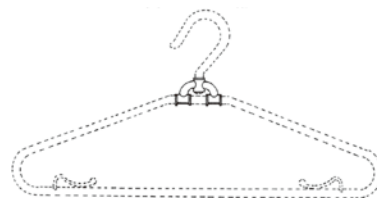
2006(平18)年改正法は、関連意匠出願ができる時期を本意匠の出願時から公報発行日まで伸ばしたが、この時期的制限の緩和は2019(令1)年の改正法で更に深化した。本意匠の出願後10年以内であれば関連意匠の出願が可能になったことで、本意匠が公報発行で公知化され、製品等が販売された後も、意匠権の効力範囲を戦略的に見直すことが可能になった。

関連意匠において、①「類似の無限連鎖」が公認され、②時期的制限が大幅に緩和され、③存続期間が特許よりも長い「出願から25年」とされたのは、かなりユーザー優位の踏み込んだ法改正であるが、ユーザーとしては、1998(平10)年

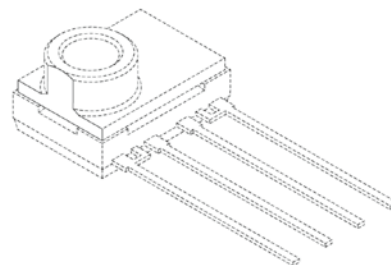
改正法で創設された部分意匠制度も組合せて活用できる。

### 《部分意匠と関連意匠の併用》

部分意匠制度は、意匠の特徴部分に着目して登録を認める制度であり、【図4】と【図5】に登録例を示す。点線部分は限定することなく、実線で図示した意匠の要部を保護の対象とするもので、意匠の活用範囲を大きく広げた。



【図4】部分意匠の登録例



【図5】部分意匠の登録例

物品(製品等)の形状等に特徴が現れる創作的な工夫は、部分意匠出願を活用することで、特許出願することの効用を「補完」し「代替え」できる。さらに、部分意匠の関連出願という合わせ技も可能であり、戦略活用の検討は本意匠の出願時から10年間も可能であるから、特許出願することの効用を「超える」こともある。

日本における意匠を活用した知財戦略の効用は、日本企業よりも外国企業に広く認知されているようだ(前出の「インタビュー調査結果」参照)。日本には伝統的に横並びのマインドがあるが、意匠の先進活用例を調べると、一部の「ものづくり」企業では上手な戦略活用が試され広がっている。今月から施行された2019(令1)年改正法の下で、意匠の戦略的活用がどのような広がりを見せていくか、興味深い。

以上